

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 課税課・市民税係

個人情報ファイルの名称	市民税・県民税賦課課税事務	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部課税課	
個人情報ファイルの利用目的	市民税県民税賦課徴収事務を行うために利用する	
記録項目	1 住民記録情報（個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、電話番号）、2 申告区分、3 収入額と所得額、4 所得控除額、5 扶養親族、6 勤務先情報、7 徴収区分、8 年税額、9 口座情報	
記録範囲	給与及び公的年金受給者、確定申告及び市県民税申告書の提出者	
記録情報の収集方法	給与支払者、年金支払者、税務署、本人又は代理人、住民基本台帳システム（住民情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（本人及び扶養親族の障害者控除に関するもの）	
記録情報の経常的提供先	納税義務者、特別徴収義務者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袋井市総務部総務課	
	（所在地）〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年3月31日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】課税課・資産税係

個人情報ファイルの名称	課税台帳兼名寄帳システム	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部課税課	
個人情報ファイルの利用目的	土地・家屋評価及び償却資産賦課事務を行うため	
記録項目	1 土地・家屋・償却資産の所有者及び納税者氏名、2 住所、3 土地・家屋の所在地番、4 地籍、5 床面積、6 建築年、7 数量 8 評価額、9 課税標準額、10 課税額	
記録範囲	市内にある固定資産所有者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない若しくは DV 被害者氏名・住所	
記録情報の経常的提供先	法務局、財務事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 袋井市総務部総務課	
	(所在地) 〒437 - 8666 袋井市新屋一丁目 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	— 若しくは DV 被害者氏名・住所	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 31 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 課税課・資産税係

個人情報ファイルの名称	家屋台帳及び償却資産台帳システム	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部課税課	
個人情報ファイルの利用目的	家屋台帳及び償却資産台帳整理事務を行うため	
記録項目	1 家屋・償却資産の所有者氏名、2 住所、3 家屋の所在地番、4 床面積、5 建築年、6 間取り図、7 建物配置図、8 償却資産の名称・数量・取得年月・取得金額・評価額・決定価格・課税標準額	
記録範囲	市内にある固定資産所有者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人（法人含む）、法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない若しくは、DV 被害者氏名・住所	
記録情報の経常的提供先	法務局、財務事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 袋井市総務部総務課	
	（所在地） 〒437 - 8666 袋井市新屋一丁目 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	— 若しくは、DV 被害者氏名・住所	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 31 日